

後期高齢者医療制度の見直しを求める意見書

75歳以上のすべての高齢者が加入する後期高齢者医療制度について、来年4月の実施を前に、高齢者の不安が広がっている。

この制度においては、これまで保険料負担のなかった扶養家族を含めて、75歳以上のすべての高齢者から保険料を徴収し、月額15,000円以上の年金受給者の年金からは、介護保険料との合算額が年金受給額の2分の1を超えない限り、保険料を天引きするとしている。

よって、国においては、高齢者の不安をなくし、安心して医療を受けられるように後期高齢者医療制度において、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 医療費に対する国庫負担を増やして、保険料の軽減を図ること。
- 2 70歳から74歳までの窓口負担増及び75歳以上の新たな後期高齢者医療制度における被扶養者からの保険料徴収は凍結すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年9月28日

和歌山県議会議長 中村 裕一

(意見書提出先)

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣